

太子町立公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 2 号

太子町立公民館管理規則の一部を改正する規則

太子町立公民館管理規則（昭和 53 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 4 条 条例第 10 条の規定による使用料を減免することができる場合及び当該減免の率は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

減免することができる場合	減免する率
ア 町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用する時。	100分の100
イ 前号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。	町長が相当と認める率

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。